

令和2年度  
聖マリア学院大学  
入学前予約型給付奨学金

## 募集要項

※本学独自の給付型奨学金（返還不要）です

本奨学金は、令和2年4月に聖マリア学院大学へ入学を希望する受験生の方を対象にした給付奨学金制度です。一般入試、センター試験利用入試（前期）の受験前に奨学金の採用候補者を選考し、候補者として内定された方が入学試験に合格し、本学入学をもって正式採用となります。



聖マリア学院大学

## 1. 申請資格

以下の①～④全てに該当すること

- ①令和2年度一般入試、センター試験利用入試（前期）のいずれか、もしくは併願で受験する者
- ②本学への入学を強く希望し、勉学・生活態度が良好な者
- ③父母もしくはそれに代わる家計支持者の「平成31年度（平成30年分）所得証明書」記載の収入・所得金額を合算した額が下表に該当する者

給与所得者	給与所得以外
所得証明書の「*給与収入」欄	所得証明書の「営業等所得」欄
350万円以下	172万円以下

※複数種類の収入・所得がある場合は、合算して判断します。

※所得証明書記載の金額が、申請資格の金額を超えている場合でも、退職・廃業等の理由により、入学時に基準を下回ることが公的に証明できる場合は申請可能です。

- ④令和元年度卒業見込みの者については、高等学校または中等教育学校3年1学期までの全体の評定平均値が3.5以上の者。卒業した者については、高等学校または中等教育学校卒業までの全体の評定平均値が3.5以上の者。

## 2. 採用候補者数 10名

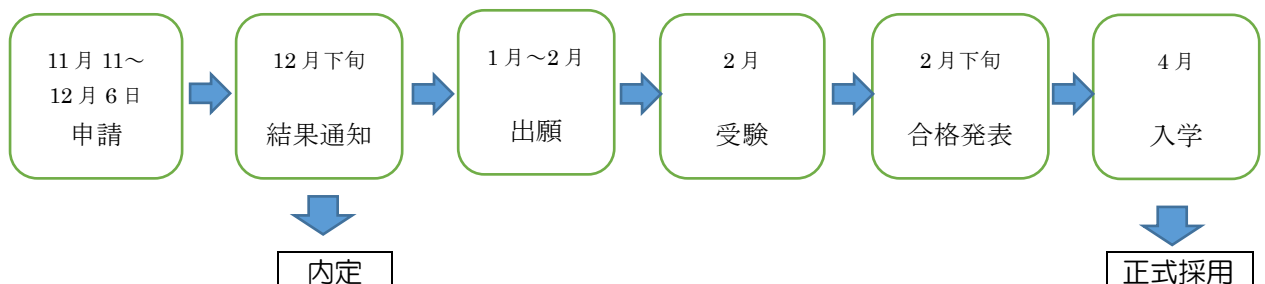
## 3. 給付金額・給付期間等

給付金額：30万円

給付期間：1年間（入学年次）

給付方法：後期授業料より減免

## 4. 申請から採用までの流れ



## 5. 出願方法・出願期間・提出先

出願方法：出願期間に出願書類を各自の封筒で「簡易書留」郵便にて郵送

出願期間：令和元年 11 月 11 日（月）～令和元年 12 月 6 日（金） ※締切日必着

提出先：聖マリア学院大学 入試事務室

〒830-8558 福岡県久留米市津福本町 422

## 6. 出願書類

以下の①～④の書類を全て揃えて提出してください。

\*様式1は、本学ホームページからダウンロードしてください。

① 入学前予約型給付奨学金申請書（\*様式1）

② 高等学校の調査書

※文部科学省所定の様式により、作成し厳封されたもの。

③ 父母両方の最新（平成 30 年分）の所得証明書（課税証明書） ※写し可

※平成 30 年分収入・所得が記載

※市区町村役場が発行

・収入、所得の種類（内訳）と金額、配偶者控除・扶養控除等の事項が明記されている証明書。（「全項目証明」「すべての項目が記載された証明書」）金額が記載されていないものや扶養の人数が「\*\*\*」で目隠しされているものは不可。無収入の場合は、所得金額が 0 円と記載されていること。

・転職・退職・廃業等により収入が変動し、現状（入学時）は申請資格の収入・所得金額の基準内である場合は、「所得証明書」に加え「収入状況が証明できる書類（年収見込証明書等）」を提出してください。

・ひとり親（母子・父子）家庭の方は、生計を一にしているどちらか一方の所得証明書を提出してください。なお、所得証明書の「寡婦・寡夫」「特別寡婦」欄に\*印や控除金額が反映されていない場合は、ひとり親家庭を証明する書類として（1）～（3）のいずれか一点（コピー可）を提出してください。所得証明書の「寡婦・寡夫」「特別寡婦」欄に\*印や控除金額が記載されている場合は提出不要です。

（1）ひとり親家族等医療費受給資格者証

（2）福祉医療費受給資格者証

（3）児童扶養手当の支給証明書

④ 世帯全員分の住民票記載事項証明書（申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）

※本人と父と母について続柄が記載されたもの（「本籍」や「筆頭者」の記載は不要）を提出してください。なお、ひとり親家庭の場合は父母についてはいずれか本人と生計を一にしている方のみ、父母が共にいない場合には本人についてのみの提出でかまいません。

※単身赴任等により、父・母・本人の間で世帯が分かれている場合は、それぞれの世帯について提出してください。

※マイナンバーが記載されているものは絶対に提出しないでください。

## 6. 留意点

- 本奨学金の申請・選考は、入学試験の得点や合否には影響しません。
- 一般入試、センター試験利用入試（前期）での合格・入学が受給条件となっています。その他の入試区分で合格し入学手続き完了した場合は、採用内定者であっても、本奨学金を受給することはできません。
- 採用内定者としての有効期間は、令和2年度入学試験に限ります。
- 申請内容及び提出書類に虚偽や偽造があった場合、また、退学・学則違反等があった場合は、奨学金の給付停止や既に支給した金額の一括返還を求めることがあります。
- 原則、他の奨学金との併用は可能です。但し、併用しようとする奨学金によっては、他の奨学金との併用を認めないものもありますのでご注意ください。
- 他大学との併願は可能です。
- 本学特待生となった場合は、本奨学金と特待奨学金のどちらを受給するかを選択していただきます（重複受給不可）。
- 国が実施する高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免及び給付型奨学金との併用も可能です。
- 本奨学金に採用された方は、入学後、大学行事や本学の広報活動への参加を依頼することがありますので、積極的な協力をお願いします。